第七条の柱書き中「改正前欄に掲げる規定の傍線部分を削る」を「改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る」に改め、同条の表改正後欄の農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）別表第二中

（削る。）	（削る。）

を

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）	第四条第五項第五号の表の六の項㈡及び第十三の項㈡（ただし、開設者が地方公共団体である場合を除く。）

に改める。

第七条の表改正前欄の農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第三の次に次の表を加える。

別表第四（第十条関係）

（略）	（略）
漁業災害補償法	（略）
（新設）	（新設）
森林組合法	（略）
（略）	（略）

第七条の表改正後欄の農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第三の次に次の表を加える。

別表第四（第十条関係）

（略）	（略）
漁業災害補償法	（略）
卸売市場法	第四条第五項第五号の表の六の項㈡及び第十三の項㈡（ただし、開設者が地方公共団体である場合を除く。）
森林組合法	（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十八号

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則及び中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十五日

経済産業大臣　梶山　弘志

情報処理の促進に関する法律施行規則及び中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

（情報処理の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　情報処理安全確保支援士（第一条―第三十六条）	第一章　情報処理安全確保支援士
第二章　情報処理技術者試験（第三十七条―第三十九条）	第二章　情報処理技術者試験
第三章　情報処理システムの運用及び管理に関する指針等（第四十条―第四十六条）	［新設］
第四章　独立行政法人情報処理推進機構の業務（第四十七条・第四十八条）	第三章　独立行政法人情報処理推進機構の業務
附則	附則
（試験の科目等）	（試験の科目等）
第二条　支援士試験の科目は、次のとおりとする。	**第二条**　支援士試験の科目は、次のとおりとする。
一　情報処理システム（情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。以下この条、次条、第三十八条及び別表において同じ。）に係る業務に関する共通的知識	一　情報処理システム（情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。以下同じ。）に係る業務に関する共通的知識
二・三　［略］	二・三　［略］
2・3　［略］	2・3　［略］